

高等教育機関における障害学生の 情報保障支援の課題(1)

——先進事例調査を中心に——

杉 岡 直 人
大 原 昌 明
畠 山 明 子
長谷川 典 子

高等教育機関における障害学生の情報保障支援の課題 (1)

——先進事例調査を中心に——

杉岡直人 大原昌明 畠山明子 長谷川典子
Naoto SUGIOKA Masaaki OHARA Akiko HATAKEYAMA Noriko HASEGAWA

目次

1. はじめに(本調査研究の背景と目的)
 - (1) 研究の背景
 - (2) 研究の目的と構成
2. 本稿の目的
3. 大学における障害学生の修学支援の歴史と課題
 - (1) 修学支援の歴史
 - (2) 調査にみる障害学生の推移
 - (3) 修学支援の課題
4. 事例調査の結果
 - 4-1 大学の事例
 - (1) 事例1 A大学
 - (2) 事例2 B大学
 - (3) 事例3 C大学
 - 4-2 当事者による障害学生支援活動の事例
5. まとめ
 - (1) 事例のまとめ
 - (2) 考察

[Abstract]

Toward the Integrated Support Measures of Information Access for Students with Disabilities in Universities: Based on the Research of Model Cases

The purpose of this paper is to clarify the nature of the assistance needed by students with disabilities through field research on model universities and institutions. According to the research conducted by the authors, it was found that all three institutions established special support centers to accommodate the needs of each student. Other findings are: 1) various countermeasures covering their entire school life from the pre-entrance stage through graduation (plus job hunting) were employed, 2) when there were no students with disabilities on campus, support systems suffered from discontinuity and, therefore, were faced with the difficulty of recruiting voluntary student staff with know-how and motivation for helping students with disabilities, 3) promoting self-advocacy on the part of the students is crucial, which leads to transforming themselves from conventional passive recipients of help to positive agents who speak up for themselves. In conclusion, the authors point out that what is needed in university education today is guaranteeing information accessibility for students with disabilities. And for that purpose, it is necessary to secure communication tools and to establish a more comprehensive support system within and around the university which utilizes ICT.

1. はじめに(本調査研究の背景と目的)

(1) 研究の背景

本研究は、現下における障害者雇用の推進および障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)等の政策展開のなかで、障害者に雇用機会を保障するためには、高等教育を希望する人々に大学教育の機会を保障していくことが必要と考えて着手したものである。すでに我が国の大学進学率は50%をこえる水準となっているが¹⁾、教育費に関わる国民負担割合は諸外国と比較しても高く²⁾、進学するまでに必要な

学校外教育投資としての進学塾・予備校等の費用が用意できないために進学先が制約されたり、奨学金制度が不十分な状態であるために進学を断念したり、入学後の授業料負担が困難となり退学する学生も少なくない。

一般の学生にしてこうした現状であるが、学ぶ環境を保障されるべき障害者にとっては、学習情報へのアクセスでさえも数々の制限を受けている障害学生の場合、解決すべき問題はさらに大きい。例えば、特別支援学校からの進学の難しさ、あるいは受験に際しての特別な配慮が用意されていない状態が多いことや入学後の学校施設内のトイレや移動に際し

キーワード：障害者差別解消法、合理的配慮、障害学生支援、社会参加、情報保障

Key words: Disability, Discrimination Act Eliminated, Reasonable Accommodation, Support for Disabled Students, Social Participation, Information Access

てのスロープ・エレベーター設備、教室内の受講時の設備の対応などを含めると、学習能力があっても、また受験を突破できる学力があっても大学における教育資源を利用することは簡単ではないといえる。

わが国では2010年代に入り、障害者の権利擁護に関わる法整備が進んでいる。障害者権利条約の採択（2006年）を受け³⁾、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（2011年）、障害者差別解消法（2013年）の成立へとつながっている。2016年4月に施行された障害者差別解消法の第1条には、「この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、（中略）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、（中略）共生する社会の実現に資することを目的とする」ことが謳われている。加えて、第3条には「国及び地方公共団体の責務」として、「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」、第4条には「国民の責務」として、「国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」、第5条には「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」として「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」と規定されている。

さらに、第7条には、「行政機関等におけ

る障害を理由とする差別の禁止」として、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」、「2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」、第8条には、「事業者における障害を理由とする差別の禁止」として、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」、「2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」とある。つまり、日常生活のどのような場面においても、障害の有無にかかわらず、平等な機会と権利を保障するものである。高等教育機関における合理的配慮に関していえば、障害のある学生に対し、大学等は体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものが求められることとなった。行政機関（国公立大学等）においては〈義務〉、事業者（私立大学等）においては〈努力義務〉とされている。

ところで全国の障害学生数は約27,000人、障害学生の在籍する大学は全体の76.7%となっている⁴⁾。こうした障害学生の急速な増加は、

障害者権利条約の批准および障害者差別解消法の施行に基づく「合理的配慮」規定が背景にあり、各大学では、多様な障害背景を有する学生に対する就学支援が必須のものとなっている。障害種別でみると、視覚障害学生は障害学生全体の3%と最も少ないことから、そのハンディキャップの解消のための対応が遅れていると考えられる。

(2) 研究の目的と構成

われわれは、これまで障害者の雇用に関する条件について、農福連携や地産地消の地域食堂の展開を中心に研究に取り組んできたが、教育現場の当事者として、視覚障害学生の相談と支援について継続的に対応してきた経緯から、研究課題として期待される支援のあり方について明らかにする必要性があると考えている。そこで、本学における障害学生支援が系統的な取り組みを展開していることから、「視覚障害のある大学院生の研究活動支援—ライフストーリー法による分析—」に取り組む、さらなる体系的な仕組みについて社会的な提案を可能にすることを企図するものである。

独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) の調査によると、視覚障害⁵⁾の障害学生の在籍数 (790人) および割合 (2.9%) は、他の障害と比較すると最も低くなっている。このことは、視覚障害学生の受験に際し、点字、拡大文字、パソコンでの出題が難しく、制約が多いこと (殿岡ら 2008) が背景的要因とされている。障害学生の大学受験の歴史は、1950年度に盲の生徒が受験を拒否され、GHQ の勧告により視覚障害者用の検査を導入したことに始まっている (大泉 2007)。厚生労働省の2011年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) では、0~19歳までの視覚障害児・者は全体の2%ほど (5,900人) であったことをみると、学齢期・就学期に入る段階ではまだ障害児・

者ではなく、成人期以降、障害者となる場合も多いと考えられる。特に、中途視覚障害の場合、眼科医による医療的評価を踏まえ、残存機能を活用することを前提に、歩行や日常生活訓練、職能訓練を受ける専門機関との連携を図るロービジョンケアが重要となるが (築島 2000)、大学等の高等教育機関の受験・修学においては、自分の見え方・見えにくさやニーズを自らが自覚し、交渉する需要が高まるとされており (中野2002)、視覚障害学生の受け入れが進むことで、大学側の体制整備が促進される契機になると考えられる。

我々は、社会参加と情報保障という障害学生の修学を支えるための基本問題に対して、先進事例とみなされている複数の大学のホームページ情報などで確認できる視覚障害学生の受け入れと支援に関して経験があると判断できる大学から3大学を選んで訪問面接調査を実施し、その際ボランティア人材の養成と確保にかかる有償ボランティアのしくみとマネジメント人材の必要性について考察を行う。具体的な研究の手順としては、第一に文献研究を行い、JASSO のホームページ「障害学生支援」のサイト (障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書、教職員のための障害学生支援ガイド等)、先行事例として紹介されている各大学のホームページや雑誌論文等から取り組みを整理し、わが国の障害学生支援の到達点と研究課題を明らかにする。第二に聞き取り調査については、半構造化インタビューを用いて、障害学生当事者 (視覚障害のある現学生および研究職者) 4人程度およびその支援者3人 (家族および教員等) を対象として、a) 障害学生 (視覚障害のある現学生および研究職者) に生活史 (進学、修学、研究活動で受けてきた支援、学校 (専門機関) 等に配慮を求めたい内容等) をインタビューし、b) 支援者 (家族および教員等) には障害学生とどのように関わってきたか、学校 (専門機関) 等に配慮を求めた

い内容等について調査を実施する。また、第三に先進事例の対象としては、障害学生に対する講義支援体制が充実している大学で学生主体での支援スタッフの技術養成・交流・広報について調査をおこなう。後半では、本学内の障害者支援に関わるスタッフ、教員および学生を含め、ワークショップ形式にて総括的な検討を予定している。

肝心の研究の意義と独自性に関しては、これまでの障害学生支援の研究の多くは、各大学等での取り組みが紹介されていることにとどまっていることから、本研究は、第一に支援機関だけでなく、当事者のライフストーリーを聞き取ることにより、「見え方」に個人差の現れる視覚障害の障害特性を踏まえ、進学、修学、研究活動に求められる支援を指摘する点に特色・独創性がある。また第二に障害学生の修学支援において、複数大学のピアサポートとしての修学支援の必要性と課題を明らかにする点にある。これまでの研究では、支援学生が確保できないために障害学生支援に支障が出るのが指摘されている（溝曾路・河内 2014など）。また、障害学生のニーズを理

解し、支援につなげるなどボランティアとの調整をおこなう福祉、心理、医療の専門職などの資格を有する専従のコーディネーターが関わることが期待されている（松岡 2013；森・山見・田中2015など）。これらの指摘を踏まえ、近年の ICT 活用による修学支援の動向をめぐる問題に論点整理をおこなう。

2. 本稿の目的

近年の障害者をめぐる動向をみると、義務教育段階では、2015年5月1日現在、約36万2千人の児童・生徒が特別支援教育を受けているが⁽⁶⁾、大学等の高等教育機関において、専門の教育を受け、学業を修めることにより、将来の職業選択の機会とも連動してくることになる。JASSOによる最新の調査データ（2016年5月1日現在）を見ると約27,000人の障害のある学生が大学・短期大学・高等専門学校に在学していることが明らかになっている⁽⁷⁾。障害種別をみると、精神障害が最も多く6,775人、次いで、病弱・虚弱が3,005人、発達障害（診断書有）が4,150人となってい



図1 障害学生の在籍数および支援の必要な学生の割合

出所：独立行政法人日本学生支援機構「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告について」（畠山作成）

る。2006年から2016年の年次推移をみると、障害学生の在籍数は年々増加していること、そのうち支援の必要な学生は在籍数の約半数を占めていることがわかる(図1参照)。また、同調査では、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生」を障害学生としてカウントしているが、精神障害、発達障害など多様な背景から起因する対人コミュニケーションに困難を抱え、障害者手帳の対象や医療的な診断の基準には該当せず、数字には浮かび上がってこないグレーゾーンに属する学生も相当数存在していると考えられる。特別支援教育を受けた児童・生徒のすべてが大学等の進学を希望するとは言えないが、そのような機会は誰にでも等しく選択できることが必要である。社会との接点のスタートとなる教育場面において、友人を作って交流を深める上でコミュニケーション力は必須であり、また、レポート等の課題提出の期限を守るなど社会人として求められるマナーを習得し、専門的な教育・研究に触れ、職業選択の視野を広げる上で高等教育機関としての大学が果たす役割は大きい。そのような場で、昨今急増している障害を持つ学生の受け入れ体制をどのように構築していくのかが問われている。

本稿は、障害学生支援の前提として、各大学等における障害学生の受験前(入学)、就学期間および就職活動期の支援の取り組みの現状と課題を事例調査から明らかにすることを目的とする。

本稿は、上記1-(2)で述べた研究調査企画の第一部として、先進事例調査と視覚障害者の就労に関するセミナーおよび日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)のシンポジウムにおける情報保障のサポート体制における地域連携と支援組織のありかたについての分科会に参加し、課題を整理した。第二部(別稿)では、障害のある

大学院生の修学・研究支援に関する事例研究を実施し、研究活動に取り組む視覚障害のある大学院生を対象として、単一事例の回想的データを本人・家族・インフォーマルな支援者およびフォーマルなサービスを提供する関係者からのヒアリングデータとして分析し、修学支援のためのコストをどのように負担することが合理的なのかをライフストーリー法を用いてまとめたものを報告予定している。

3. 大学における障害学生の修学支援の歴史と課題

(1) 修学支援の歴史

ここではまず、これまでの日本における障害学生支援の状況を古山(2012)の分類と見解に依拠しつつ振り返ってみる。すなわち、①インフォーマルな対応の広がり(1946~1962年)、②障害学生問題の全国化と意識的対応の開始(1970~1986年)、③支援方法の開発と広まり(1990~1999年)、そして④特別支援教育を背景とした障害学生支援体制整備(2000年以降)である。

戦前の日本における障害学生受け入れの歴史はキリスト教主義学校が中心となって実践されてきた。戦後になって学校教育法が施行(1947年)されて新制大学が発足(1949年)する。古山によれば、この時代に最初に障害学生を受け入れたのは1953年に開学した中部社会事業短期大学(現日本福祉大学)である。この時期は障害を持つ学生の受け入れ拒否などもあり(1950年の大阪大学受験拒否)、障害を持つ学生の受け入れはごく一部にとどまっていた。その後、障害を持つ学生の学習権への関心が高まったことを受け、障害者受け入れについて大学への予算措置が講じられた。これによりまず国立大学(1974年)、ついで私立大学(1975年)、そして公立大学(1977年)に対して補助が行われた。

障害学生問題の全国化と意識的対応が行わ

れた結果として、1987年に筑波技術短期大学（現筑波技術大学）が設置され、1990年に視覚障害者と聴覚障害者を対象とした3年制の国立大学が誕生した（現在、大学院修士課程と4年制大学2学部4学科）。1990年代は障害学生の受け入れとともに、大学での支援方法が検討された時期であった。このような動きがあった1999年4月には、『大学案内障害者版』を出版し、障害学生の相談に応じている全国障害学生支援センターが設立された。

2000年代に入ると、障害学生支援の整備が行われ、「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」（2001年）や中央教育審議会による「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」（2004年）などが公表される。その時期に、全国障害学生支援センターが『大学案内2001障害者版』（2000年4月～8月調査）を編集発行し、またJASSOが2005年から『障害学生の修学支援に関する実態調査』をまとめ、いずれも現在まで毎年調査が行われ、大学における障害学生の動向と大学の対応の実態が明らかにされてきた。この頃には、筑波技術大学を事務局とするPEPNet-Japan（2004年10月発足）、JASSOによる障害学生修学支援ネットワーク（2006年10月発足）、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN：2014年10月発足）など、障害学生支援の大学間ネットワーク化が進んだ。他方、障害者総合支援法（2013年4月施行）、障害者差別解消法（2013年6月成立、2016年4月施行）など障害者全般に関する法整備が進み、大学における障害学生支援が新たな段階を迎えた。

（2）調査にみる障害学生の推移

2006年1月、JASSOは、『大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査報告書』を公表した。これは、民間ではなく国の機関として初めて行った、

大学等（全国の大学、短期大学、高等専門学校）の計1,115校における障害学生の修学支援の実態を全国規模で調査したもの（2005年5月実施）であった。

この2005年実態調査報告では大学（短期大学を含む）に対して次の10項目について調査を行っている。つまり、「特別な措置を必要とする学生の受験状況」「学生数」「支援を必要とする学生数」「障害学生への対応」「支援コーディネーター等の配置」「授業保障等の状況」「施設・設備の整備状況」「卒業状況」「卒業後の状況」「要望・ご意見等」であった⁽⁸⁾。

JASSOによる調査は2008年から『障害のある学生の修学支援に関する実態調査』とタイトルを変え、現在まで実態調査報告がなされている。ちなみに2005年実態調査報告は総ページが37ページであったが、調査対象としての障害学生の範囲（種別・区分）について変更を行い、内容の分析等がより詳細になったことなどから、2016年実態調査報告では調査の手引きを含め100ページにもなっている。

さて、2017年9月、JASSOは経年推移等を分析することにより、大学等における障害学生支援の現状や課題をより明らかにするために『大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告』（対象年度：2005年度～2016年度）を公表した⁽⁹⁾。

この実態調査分析報告のうち大学・短期大学における障害学生は、2006年度では、大学が4,390人（在籍率0.16%）、短期大学が479人（0.23%）であった。これが年々増加し、2016年度では、大学24,686人（0.83%）、短期大学1,413人（0.96%）になっている[pp.10-11]。とりわけ、大学も短期大学も2014年度までと比べて2015年度から在籍者数・在籍率とも急増している。また、大学に在籍する障害学生数が多かった障害種は「病弱・虚弱」で8,285人と大学在籍障害学生数の約

30%を占めている。ついで「精神障害」「発達障害」となっている。短期大学でも大学と同じ傾向を示している。

これに対して、大学側の支援体制を授業と授業外の支援についてみると障害区分による相違がみられる（大学回収分778の内訳）。

表1 大学における支援実施状況

区 分	授業支援 実施状況	授業以外支 援実施状況	計
視覚障害	179	89	268
聴覚・言語障害	298	140	438
肢体不自由	331	277	608
病弱・虚弱	273	216	489
重複	96	78	174
発達障害	331	328	659
精神障害	303	306	609
その他の障害	125	88	213
障害種別区分なし	572	490	1,062

〔2016年実態調査報告〕p.31に基づき大原作成

また支援実施に関して具体的な取り組みは障害の種類やその程度によって様々である。たとえば、授業支援実施状況で見れば、視覚障害者に対しては「教材の拡大」(53.6%)、「教室内座席配慮」(51.4%)が多いが、全盲学生にとっては「教材の拡大」よりは「教材のテキストデータ化」(34.1%)が必要であろう（データは『2016年実態調査報告』p.34による）。その他の障害も程度の差によって支援のあり方に差異が出る。そうした中でいずれの障害者に対しても多い支援は「配慮依頼文書の配付」である。これについては、ほぼ6割から7割の大学で実施している。さらに、授業以外の支援実施状況でも上記と同じことがいえるが、「専門家によるカウンセリング」(障害種別を問わない実施率66.7%)や「対人関係配慮」(同45.3%)、「休憩室・治療室の確保等」(同43.9%)などとなっている（データは『2016年実態調査報告』p.35による）。

(3) 修学支援の課題

大学における障害学生の受け入れは、ノーマライゼーションや共生社会などをキーワードとした人権意識が浸透したことによってごく一般的になった。先に触れたように2013年4月には障害者総合支援法（2013年4月施行）、2013年6月には障害者差別解消法が成立したことを受けて、2015年11月には「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が告示され、障害者差別解消法の施行に合わせて対応を行うことになった。

大学における障害学生の受け入れは3つの局面で対応が求められる。つまり入学段階、在学中そして就職活動期である。とりわけ在学中は、先に触れたように授業支援と授業以外支援という2側面での対応が必要となる。しかも障害学生支援といっても障害の種類やその程度の差によって多様で個別的対応が求められることから、多くの課題が存在する。3局面2側面への対応の課題については、すでに殿岡（1999）や大泉（2004）などによって考察され、個別事例として、視覚障害学生に関しても、石田ら（1997a；1997b）や小林（2004）、柏倉（2011）など枚挙にいとまがないほどの事例紹介、考察、対応方法が紹介されてきた。

こうした研究の蓄積がある一方、文部科学省も2017年4月に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」を公表して各大学等が取り組むべき主要課題とその内容を明示した。それによれば、主要課題として7点が挙げられている。つまり、①教育環境の調整、②初等中等教育段階から大学等への移行（進学）、③大学等から就労への移行（就職）、④大学間連携を含む関係機関との連携、⑤障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置、⑥研修・理解促進、⑦情報公開である。これらの中で、②は入学段階、⑤は在学中そして③は就職活動期での対

応であり、①・④・⑥・⑦はいずれの局面・側面でも取り組みが必要な課題である。ここではとくに④と⑤に関連した考察をしたい。

北星学園大学においても、障害者差別解消法を機に2016年4月からアクセシビリティ支援室が設置され、障害種別に応じて入学前支援・入学試験配慮・修学支援・進路支援・入学式・卒業式など行事支援を行っている。ここには教員スタッフ2人（支援室室長・臨床心理士でもある支援教員）、コーディネーターとしての職員スタッフ2人（キャンパスソーシャルワーカー・事務）が配置されているが、支援の各段階では教員・職員の個別的な対応が必要であり、その協力を得るためにはプライバシーへの配慮をしつつ障害学生の障害の程度に応じた対応が求められる。そのために障害学生支援に対する専門的な知識や能力を持った専任スタッフの配置が必要である。しかし、障害学生に対して障害を持たない学生と同等の学修環境を提供するためには全学的な取り組みが必要であることも事実である。

そこで、障害学生に関して大学間連携・地域連携を行うことで、自大学で不足する部分を相互に補う仕組み作りが有効になる。この点に関して、第二次まとめでは、地域単位・課題単位での多層的なノウハウ、人的・物的資源の柔軟な共有、支援担当者間の情報交換を行うネットワークの構築等、支援の量的・質的拡大に資する活動の促進、必要に応じて地域の福祉行政・事業者等と連携し、公的サービス・業務委託・ボランティア派遣を含めた幅広い支援の提供について検討することが示されている。現状においては自大学学生のみでの個別的・限定的な対応が一般的であろうが、障害学生の入学・在学が増加する傾向にある現在、大学間や地域との連携方法を模索する時期にさしかかっているのではないだろうか。

4. 事例調査の結果

本章では、大学における障害学生支援の具体的な取り組みについて聞き取りを行った調査事例から明らかにする。いずれの事例もJASSOの障害学生修学支援ネットワークのなかで、積極的な取り組みを行っている大学など（拠点校、協力機関）となっている。事例は、(1)特に近年、発達障害学生支援に力を入れて取り組んでいるA大学、(2)障害学生支援の歴史が長く、多様な背景を抱える学生への幅広い選択肢を用意して支援しているB大学、(3)障害学生支援を前提とする研究機関であるC大学である。C大学は、わが国唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関であることから、障害者学生支援に関わる全国各地からの相談に対応しているスタッフの聞き取り調査を実施した。なお、Z支援センター担当職員に対しては、障害学生支援の草分けとして障害学生自身によるコーディネート支援について聞き取りを行った。調査対象者は、大学等の障害学生支援センターに相当する組織の専門職（担当者）である。期間は2017年8～10月に実施した。倫理的配慮について、北星学園大学研究倫理審査委員会（全学危機管理委員会）の承認を受け、回答していただく内容は、研究目的以外には一切使用しないこと、回答できる範囲のことでかまわないこと、学会等での研究報告、論文や報告書などを作成する際には、匿名としプライバシーに十分配慮することを書面にて説明し、同意書を得た。

4-1 大学の事例

(1) 事例1 A大学（2017年8月調査）

①A大学と障害学生支援組織の概要

A大学は、8学部23学科、学生数は約8,000人の国立大学である。

A大学障害学生支援室は、2007年に文部科学省の新たな社会的ニーズに対応した学生支

援プログラムに採択された際にコミュニケーションに困り感を持った学生（中核的には発達障害のある学生）の修学支援と就労支援の体制づくりを目的として設立された。特に、発達障害については、発達障害学生支援、就職支援に特化したガイドブックを作成している。学生の支援は、発達障害学生支援部門と身体障害学生支援部門に分かれている。学生への具体的な支援の流れは、受験時の配慮要請、合格後、入学前に学部への申し出、学生健康調査表による照会、入学後に教員から学生支援室へつながることもある。身体障害学生の情報は学部と共有するが、発達障害は個々に対応することになる。そもそも当該学生から障害のあることを伝えられないこともある。学内では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（2016年3月17日）が制定されており、全学FD研修や学生の配慮文書の配布、具体的な授業展開において特に必修科目については授業の進め方を変えたり、課題の代わりとなるものを提示してもらうなどの配慮を教員側に依頼している。

スタッフは、室長（相談員）1人、特命教員（相談員）1人、相談員・コーディネーター3人（3年で雇止めの契約職員2人・2017年から正規職員1人）、事務補佐と技術補佐の職員が各1人（6時間勤務）の合計7人体制で、支援している学生は全部で74人である。このうち、発達障害が61人（診断あり30人、診断なし31人）であり、支援件数の約8割が発達障害にかかわるものとなっている。発達障害学生同士の小集団での活動もある。聴覚障害のある理学部3年生の学生の授業（週12～3コマ）に対し、2人ずつノートテイクを配置している。車いすユーザーの学生は3人いる。

支援者と学生は週1回の面談を通して、修学上の予定や課題の確認のほか、適宜困りごとについて話合っているが、学年が上がり学生生活が安定している学生は面談の回数が少

なくなる。面談は主担当があたるが、打ち合わせやオンライン（面談記録）で支援者間の情報共有がなされている。入学前に初回面談としてスタッフとの顔合わせ、就職相談など保護者との面談も実施する。就職や保護者面談は複数のスタッフに関わる。普段の面談は学生会館、保護者面談は主に保健管理センターを使用する。

支援の方針は、第一にマルチアクセス（多方面からの相談、対応のルートを作り、機会損失を最小化する）、第二に診断の非重視（75%が発達障害の診断を受けていない）、第三に支援者間のサポート（メタサポートとして、学生も教員も困ることがないように）、第四にシームレスサポート（移行期の支援を重視し、継ぎ目のない支援を行う）である。

②支援学生の役割

学生ピアサポーター（約70人）による情報保障（パソコンノートテイク1時間900円）、移動介助（車いす学生の通学のための外出支援となる）除雪などの活動も行われている。現在、25人程度が中心となって活動している。セミナーや障害学生当事者と一緒に昼食をとるピアランチミーティングが月1回（第4週のみ火曜～金曜4日間連続）開催されている。学生ピアサポーターの確保は入学時のオリエンテーションでの募集のほか、前期・後期に募集をかける。パソコンノートテイクは、1週間ごとの時間割を設定し、メールの一斉送信によってピアサポーターを募集し、割り当てを決める。

ピアサポーターの課題は、第一に車いすの移動介助は10～15分で活動が終了するため、ピアサポーターのモチベーションが下がりやすくなってしまうこと、第二に障害学生が所属する同じ学部の専門用語が分かる支援学生が集まりにくいこと、第三に実習など外部での活動はボランティアでは難しいためTAが対応せざるを得ないこと、第四にパソコンノートテイクの技術差が出ないように操作に

慣れた学生と一緒に組み合わせることが難しいこと(打ち込みの慣れている学生とセットにする)、第五にパソコンノートテイクに係る費用は年間100万円以上(年間30科目にノートテイクを配置した場合)かかることがあげられている。

③就職支援等の対応

就職活動支援も障害学生支援室で行っており、学内の就職支援部署やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などと連携を取っている。就職前に就労移行支援事業所での5日間の職場体験(チャレンジ・ワーク)やエリア地域の障害学生支援カンファレンスが行われている。5年前から卒業後のフォローアップとして、月1回程度、勤務後に面談を行っている(現在11人をフォローアップ中)。2018年から、精神障害者の雇用が義務化されることから、発達障害のある大卒者の雇用の拡大が期待される。また、大学生活で自分に合った対処法や配慮ニーズを理解し、相談スキルを身につけることで、社会への不安が軽減されることが期待される。

④支援の課題

支援の難しいところは、第一に本人がどのような支援を求めているのかが他者に伝わりにくい点であろう。身体障害は目に見えるものが多く、周りの人が自然と配慮してくれるため、逆に自分から希望を伝えようとしにくい傾向がみられる。発達障害も含めセルフアドボカシーの力を高めていくことが課題であるが、面談を重ねていくと、1～2年経ってから言えるようになってくる。第二に学内予算の立て方について、入学してくるかどうかも明確になるまで確定しないため、後期日程で支援が必要な学生が入学してきた場合には、入学後に自動ドアや屋根つき駐車場、休憩室などの整備(バリアフリー情報等を掲載したアクセシビリティ・マップを作成している)といった予算措置の補正がなされる。また、第

三に障害があると所属学部の学生というより「支援室の学生」とみられ、学部窓口でできる対応も支援室に任せられやすいことにも課題がある。

(2) 事例2 B大学(2017年9月調査)

①B大学と障害学生支援組織の概要

B大学(私立大学)における障害学生支援の歴史は古く、開学当初から、肢体不自由学生が入学、1970年には全盲学生、翌1971年には日本で初めて車いす学生を受け入れた(菅2003など)とされている。その頃は、教職員や学生がインフォーマルに障害学生の支援を行ってきたが、1998年に障害学生に特化した障害学生支援センターを立ち上げ(障害学生支援室は国立大学にもあるが、日本初ではないかといわれている)、2015年には学生相談保健センターと統合し、障害学生支援、健康管理、相談援助を行う学生支援センターとなった。

学生支援センターは、学生部に属する教学機関(事務組織としては学生課所管)であり、各学部から1人の(障害に理解のある)センター運営委員を選出し、月1回(8月除く)運営会議を開催している。3年前までは事務と教員間のコーディネートを行うセンター教員が配置されていた。学生支援センター規程として、センターの事業や組織構成が明記されている。

各キャンパスの職員体制は、メインキャンパスに学生課職員1人、コーディネーター(専門職=有資格者を配置)1人、ソーシャルワーカー2人、常勤カウンセラー(臨床心理士)1人、他のキャンパスにはそれぞれコーディネーター1人、事務職員(兼務)1人である。3キャンパスの障害学生の在籍数は104人である。潜在的には300人くらいはいるのではないかと推測される。近年、発達障害や精神障害学生の在籍、合理的配慮に関わる意思表示をする入学者数が増えてきている。

オープンキャンパス (年13回日曜日開催) で個別相談会を開設しており、特別支援学校の生徒の場合、高等部1年目から面談を重ねて入試、入学準備をすることが理想的ではあるが、3年目の11月に來ることもあり、そういうケースはうまく調整が進まないこともある。9月からAO入試が始まり、合格状況を確認し、10月から障害学生の入学前面談を随時行う。入学までに、障害学生は受講に関わる配慮願い、サポートを呼びかけるチラシを作成し、学生支援センターとメールでやりとりする。4月のオリエンテーション (60分) では障害学生本人による自己紹介 (サポートしてほしいことだけでなく、自分の趣味などを含めて語ると関心を持ってもらいやすい)、必要なサポートの呼びかけ、支援学生の活動を紹介、募集する。前後期の講義開始時には、教員に講義・演習等における障害学生への配慮のお願い文書を配布 (学生に関する問い合わせは資料を見た非常勤の教員の方が多い)、障害学生は「受講にかかわる配慮のお願い」を本人が直接教員に提出する。5～7月には講義や合同ゼミでも呼びかける (90分)。学部FDで学生が活動を発表したり、避難訓練 (10月第3木曜日開催)、施設整備の点検 (教室の番号は大きく・白黒反転させて表示。色が薄くなってきたら取り換える。敷地内の水たまり部分なども確認する) も行う。

支援に使用されている機材の配置については、視覚障害の音声読み上げソフト (学内に4台あるPC-Talker, Jaws ジョーズ)、点訳ソフト (エクストラ) でおおむねカバーできるが、人による仕上げも必要となる。身体障害は試験の代筆 (代打)、試験時間60分から90分に延長、移動教室の配慮、支援学生ではないが履修している学生の板書したノートのコピー、携帯電話で写真を撮ることの了解も取っている。キャンパス内の移動については、地域の社会資源と連携して、社会福祉法人から講師を派遣、トレーニングを行う。発

達障害は静粛な授業環境の確保が前提となり、雑音を除いてくれるノイズキャンセリング・ヘッドホンも貸し出している。授業内での発表に対する配慮として、本質的な教育目標を明示することで代替案を検討する。例えば、英語での発表は全体ではなく個別で、教員養成課程であれば人前で話すことが前提になるのでそれに慣れるようにする。発達障害に対してはオーダーメイド型の支援を行っている。

②支援学生の役割

支援学生の活動は、サークル (点訳、字幕付け)、ノートテイク・パソコンテイク (上級生とペアで2人1組にする) の支援学生募集後、マッチング、練習会まで、入学式から、授業開始までの1週間ほどの間で速やかにおこなう必要がある。聴覚障害は障害学生と支援学生の最初の顔合わせが重要である。ゼミでは県の手話通訳協会から2人派遣してもらっている。毎時間ノートテイク・パソコンテイクが入っている。ノートテイクよりはパソコンテイクの方が内容をカバーできる。教室では教員も同じ画面で確認できるようになっている。パソコンテイクは技術を必要とするので2017年から有償としている。また、「障害学生支援活動奨励金」として、活動実績に応じて半期4,000～20,000円を支払っている。ボランティア活動保険は大学が負担 (370円)。大学アドレスでのメーリングリストも使用している。学生ボランティア登録は200人 (実働100人) いるが、その中から、1年生前期にボランティア経験のある人を学生スタッフとして11月下旬から雇用 (時給850円→2017年10月から880円) している。交流会 (2年生が企画) やオリエンテーション時の発表・補助、学生ボランティアの活動にも携わる。3～4年前から学習サポートを実施している (月曜と木曜の午後)。レポートの書き方、パワーポイントの作り方、配布資料の整理、図書館での資料検索などに学習サポーター (上級生、大学院生、臨床心理士) が関わる。

最近ボランティアは集まるが、「障害学生支援活動奨励金」に対する謝金総額は減少しており、実質的な学生参加は減少しているといえる。ボランティア全体の底上げは難しいため、コアなメンバーを育てていくために先述した学生スタッフのしくみをより強化している。現在は10人程の学生スタッフを雇用している。近年は、学生スタッフへの応募者が減少傾向にあるため、1年次後期に、学生支援センターから個別に声を掛けるようにしている。学生スタッフはパソコンテイクの活動にも従事し、近隣大学との交流に参加している。また、2017年10月28,29日に札幌学院大学で開催されたPEPNet-Japan シンポジウムでの発表等で活動のモチベーションを高められるようにした。活動の良さと必要性を見出すことで予算の確保の戦略を立てる。

ピア・サポーターは、仲間同士の交流で安定を保ち、センターと関わることで常時見守できる⁴⁰⁾。そういう場所があることで吸い寄せられてくる学生層がいる。

毎年12月には学長、副学長、センター長とスタッフが同席し、障害学生との学長懇談会を開催している。3キャンパス合同で障害学生と支援学生が合わせて30~40人が参加し、キャンパス間移動の交通費を支給している。聴覚過敏の学生からは私語がうるさい教室を静かにさせてほしいなどの要望があり、1月の教授会でその結果を周知している。

③就職支援等への対応

就職支援については、キャリア開発部からの紹介では手帳保有者が特例子会社に就職することも多い。新4年生が3月1日に就活が解禁になることを踏まえ、障害種別の内定報告や近隣や東京の就労支援事業所から話をもらうセミナーを開催している。ハローワークの個別相談が入ることもある。7月と2月に4年生、新3年生の手帳保持者を対象に就職ガイダンスを実施(40人参加)している。

④支援の課題

学生支援センターの活動についていえば、ここ10年で学部が増えてきたため、3キャンパス統一した支援体制が課題になっている。また、障害学生本人が支援学生を探すストレスを減らすよう、学生支援センターとして学生ボランティアのマッチングに力を入れることも課題となっている(ある大学では地域からノートテイクなどの支援者を募集していると聞いている)。現在、全盲学生がいないため、点訳の支援に関わる学生組織の力が弱まるなど課題もある。弱視の学生が中心で、前日までにレジュメをメールで送ってもらい、iPadで見るなどで対応している。食事やトイレ介助には安全面の課題もあり、必要な学生には学生同士や職員で対応している状況である。学内での訪問介護のサービス利用は認められていないが、厚生労働省の事業として参加している検討会では、大学として介助者を雇うのか、学内にサービスを入れる対応がよいのか、私費でヘルパー(制度外サービス)を入れて補助していくのか、そもそも地域内にサービス提供者が少ないという地域の事情もある。

学生支援センターとしては、学生ボランティアに責任を持って関わってもらう上で有償化は必要と考えている。私学事業団からは障害者支援に充てる一般補助が出る。その場合、手帳もしくは診断のある学生になるので50人くらいが対象になっている。経常費一般補助であるため、学生支援センターの人件費、施設設備、字幕付きのeラーニング教材などあらゆることを対象として充てるような構造になっている。

学生の入口と出口において、地域との連携は今後の課題になるが、近隣の特別支援学校と年1回懇談会を開催している。さらに今後は、地域の就労支援事業者との勉強会も模索している。近隣大学とのコンソーシアム的な横のつながりとして、障害学生支援担当者会を年2回、持ち回りで開催している。

(3) 事例3 C大学 (2017年10月調査)

①C大学と障害学生支援組織の概要

C大学は、教育団体等から聴覚障害及び視覚障害の学生を対象にした高等教育機関の設立要望を受け、1987年に国立大学として設置された。キャンパスは学部ごとに分かれており、産業技術学部（聴覚障害）は産業情報学科、総合デザイン学科、保健科学部（視覚障害）は保健学科と情報システム学科から構成されている。聴覚障害学生には工学とデザイン学が専攻できる産業技術学部、視覚障害学生には鍼灸学、理学療法学、工学が専攻できる保健科学部の2学部4学科制となっている。前身は短期大学部として設立され、大学となって11年が経過している。大学に組織変更の際に学部名も変更された。調査に協力頂いたM氏は、この大学に勤めて10年のキャリアをもち、教員として視覚障害学生の教育・支援業務に携わっている。聴覚・視覚障害者だけを対象にした4年制大学は国際的にみても数少ないため留学生受け入れがみられることや海外からの視察見学者も多い。学部にはモンゴル、ミャンマーなどからの留学生がいる。大学院生の場合は、コースによっては日本人の方が少ないくらいで、ベトナム、ドイツ、ネパールから留学生として入学している。大学院は5年前に設置された。

保健科学部保健学科は鍼灸学専攻と理学療法学専攻がある。理学療法学専攻では、就職先が主として病院関係で、弱視の学生はどちらかの専攻を選択して病院実習に出かけている。コミュニケーションなど各種の工夫によって視覚障害をカバーしている。情報システム学科は、コンピューターを使うシステムエンジニアや事務系職種を目指す。学内には、聴覚障害や肢体不自由を併せ持つ重複障害の学生もおり、視覚障害者にとっての移動のしやすさだけでなく、車いす移動を考慮したバリアフリー環境、聞きやすい環境整備も行っている。

1学年の保健科学部の定員は40人であるが、視覚障害、聴覚障害のある学生が入学の条件となる。中途障害の社会人も入学してくる（鍼灸学専攻には40～60代も入学する）。現在、いわゆる障害学生支援室はなく、視覚障害学生の教育に関しては視覚障害系支援課が教務にあたる他、保健管理センターも様々なサポートを行い、大学組織全体が支援する体制を取っている。学生募集は、盲学校だけでなく、一般校に対しても行う。特に、盲学校からの入学者が伸びない背景としては、専攻科（3年間）で鍼灸関係の資格を取得できるため、大学進学まで至らないことがあげられる。オープンキャンパスや全国で説明会を開催し、コースの希望や個別相談に対応している。

1年生の前期には、4年間の修学に関する「修学基礎A」という科目を設け、障害者高等教育研究支援センターが担当をしている。これは、学習方法やキャリアデザイン、生活についての内容であり、福祉制度については行政担当者から、歩行訓練士から歩行、移動、盲導犬について、管理栄養士から食事の作り方や食事の仕方の重要性などを学ぶ。また、障害者差別解消法施行にともない、2017年には合理的配慮についての講義を1コマ設けた。

職員（2キャンパス合計で69人）は国公立大学法人の試験を受けて入職するが、視覚障害・聴覚障害支援のノウハウを身につけて仕事に従事するための研修が行われている。初任者には職員向けの研修、年度途中にも任意参加の研修を開催している。2016年度からは、合理的配慮に関する学内講演会も実施している。2009年、2014年にFD-SDハンドブック『聴覚・視覚障害学生の修学のために』を作成した。教員数は112人、在職年数の長い人も多く、障害に関する理解の下、授業における配慮を行っている。教員は、クラス担任のほか、アカデミックアドバイザーとして、学生への面談対応、授業時や体調、障害がある

ことに限定されない問題に対応する配慮依頼（資料で教員に提示する）、教材や教員の教え方について関わる。1年生の場合は障害者高等教育研究支援センターの教員がクラス担任、アカデミックアドバイザーを担当する。障害者高等教育研究支援センターは、点字や支援機器使用の指導、就職や歩行訓練など、各種相談に対応する。視覚障害学生の文字の大きさは、14、18、24ポイントを基準に各学生が読みやすいサイズを確認し、加えて、点字や音声を活用する。新任の教員に対し、教材作成のノウハウは技術係（この点は国立系の組織の大きな強みになっている）がサポートする。図の多い教材は極力使わず、オリジナルなものを作成することも多い。図や絵は言葉で説明したり、そもそも伝える必要のある情報なのか判断する。図のなかの文字情報は点字、図の部分は触図に換える方法もある。技術係（技官）が点字、音声、拡大等の教材を作成する他、短期雇用の教材作成スタッフもいる。

②支援学生の役割

学内の学生同士の（障害学生）支援については組織だったものはないが、2017年から盲ろうの大学院生に対するサポートのボランティア活動が始まった。全盲の学生は音声サポートが充実している iPhone を使っていることが多く、操作に困った時、周りの学生に尋ねるなどしている。なお、地域の視覚障害者に対し、サークル活動としてパソコン操作を教えている。

③就職支援等への対応

1年生の後期以降は、各学科専攻において、例えば、システムエンジニアや視覚障害者機器を販売する企業家の卒業生などと呼んでキャリア教育の一環として講義依頼しているが、これにより、自分と同じ視覚障害を持つロールモデルを示すことになり、効果があるものとみている。また、進路の選択肢としては、学科専攻ごとに異なるが、医療機関・介護系

施設、企業で従業員のマッサージに従事するヘルスキーパー、盲学校の理療科教員を目指して進学、企業においてシステムエンジニア、事務系職種の就労などがある。

システムエンジニア、事務系職種の就職について、東京の障害者職業センターのジョブコーチなど学外の専門機関との連携も重要である。一般企業の就職にはエントリーシートの添削、模擬面接、授業の一環で3年生の夏にインターンシップを実施している。来学しての企業面接や東京での企業向け説明会では、学生のスキルと支援技術を見てもらい、企業側で準備してもらいたいことも伝えている。

④支援の課題

学内では、レンズ類や視覚の使い方を指導する視能訓練士や歩行訓練士がいない（専門の有資格者制度あり）ため、教員等が経験で伝えている。学内に有資格者の必要性を感じている。

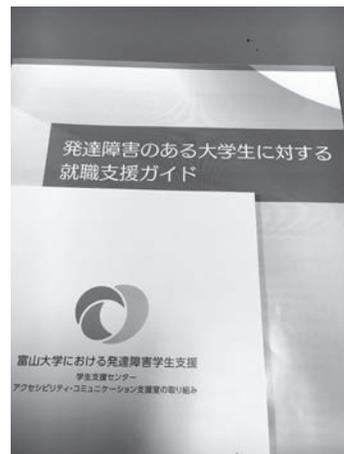


写真1
発達障害学生支援パンフレット

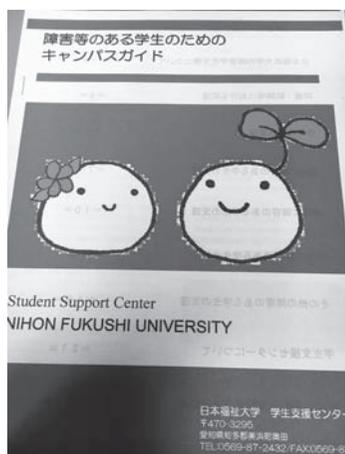


写真2
障害学生支援キャンパスガイド

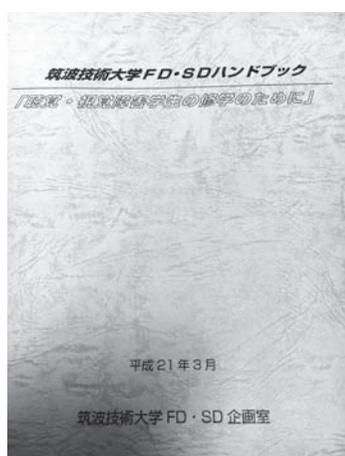


写真3
視覚・聴覚障害学生の就学支援FD・SD
ハンドブック

4-2 当事者による障害学生支援活動の事例

① Z支援センターの概要

障害当事者のT氏が立ち上げたZ支援センターは1999年に活動を開始している。主な活動は、個別相談、大学案内障害者版の発行、機関誌の発行である。現在は、T夫妻のほか、事務所内の手伝いをする人、遠隔で作業をする数人で仕事をしているが、人手が不足して

いる。

会員制（年間3,000円で年度ごとに更新）をとっており、情報料は1件500円としているが、相談と区別することも難しく相談者は生活が苦しい人が多いので結果的に無料となっている。会員は80～90人（団体）であり、相談（初期相談）は毎年70～80件くらいである。相談者の中には、長い関わりのある人が多い。修学には直接関係しない復学問題や社会に出た後での進学相談にも対応している。また、大学や特別支援学校からの問い合わせもある。

公的機関と違い、担当者（相談員）が変わらないことが強みといえる。センターを利用していただいた人に卒業後、相談員として手伝ってもらうこともある。相談を受けていて、大学に合格した、配慮が受け入れられたと報告を受けた時は嬉しい。一方で、交渉や要望を必要とする案件もある。まずは、事実を確認し、利用者が何を望むか、場合によっては文書を提示して大学に対応を求めることもある。

10年前から現在の拠点で活動している。毎年何かしらの事業を実施することで費用をねん出している。問題は、事務所経費が助成の対象にならないことであり、また作業にともなう人件費などは助成金では計上できないことが多く困っている。会費や書籍の売り上げ、共同募金の配分金が事業の主な資金源となっている。

JASSOの障害学生調査や障害者差別解消法施行にともなう国立大学協会の職員の対応要領に関するアドバイスや講演等を頼まれている。代表のT氏は、文部科学省の障害学生の修学支援に関する検討会委員に就任している。年2回くらいは大学の教員研修、学生向けの授業、大学の障害学生支援室の外部評価で呼ばれている。

障害別にみると、視覚障害者は情報が手に入れやすいためか、相談が少ない。精神障害や発達障害、重複障害では通信制の学校に通う学生もいる。地域によっては、点訳・音訳

グループがないところ、点字図書館は所蔵しているものしか対応してくれない、通学のヘルパー同行が認められていないなどの課題も多い。

②障害学生としての体験

T氏の妻でもあり、スタッフのE氏は全盲の学生として高校卒業後にH大学・大学院へ進学したが、白杖を使用しながら荷物を持つことや休講や教室変更の際の移動に苦労したという。大学院にも進学したが、教材の手配が難しいことやコピーをするための費用・分量が多くなってしまい、博士課程の進学は断念した。現段階の各種の状況を見ても課題は多い。例えば、第二外国語も英語、フランス語、ドイツ語までが対応の限界で、中国語、韓国語の点訳、音訳をおこなう団体はほとんどない。

資格取得にも制約があり、障害の内容によっては、社会福祉士の実習先が確保されないことがある。また、英検の資格制度は、点字や時間延長は障害者手帳の取得が条件となり、診断書があっても条件に該当しない人は認められない。障害者にパソコン受験が認められないなど平等に機会が与えられていないのは問題であると認識している。

③大学案内の編集・発行について

大学案内障害者版（障害のある受験生のためだけの全国唯一の情報誌）は2005年まで毎年発行していた。定価は6,000円である（学生には3,000円で販売しているが、必要に応じて個別の大学の情報のみを提供することもあり、その場合は会員になってもらう）。最新版は2014年で700部印刷し完売した。

調査項目は250項目にも上り、E氏が回答をすべてチェックし、回答に矛盾がある場合は問い合わせしている。2005年調査までは紙で回答してもらい、不明点を電話で問い合わせさせて回答してもらったりやり方で情報を収集し、入力してフォーマットを決めて印刷するだけの作業までおこなってきた。2008年からマイ

クロソフト社の協力を受けているが、プログラミング等はT氏が担当している。一つの項目を変えるのにもプログラムの見直しが必要になるため、改訂に時間がかかる。現在、大学の調査を実施中である。手順としては前回の回答者の担当課に調査協力依頼の文書を送付し、担当者がネットで回答者として登録の上、web アンケートに回答してもらおう方式をとっている。版下までセンターで作っており、ボランティア2～3人で2か月かかる。640ページの案内版として印刷製本して希望者に配付しているが、重い、大きいということと相談者は特定の大学を希望して情報を求めることが多い。必要な大学の情報を比較検討したいという相談者には必要ではない情報が大半になってしまうという問題があるため、今後は、書籍での情報提供だけでなく、希望する大学の情報をインターネットで配信できるように検討している。今行っている大学への調査では、障害者の受け入れを拒否すると障害者差別解消法に違反することになるので、受け入れ「不可」の項目は削除している。単純な項目でもすべてに連動するのでソフトの不具合が生じないように気を遣う必要があり、時間がかかる。JASSOの調査よりも先行して実施している。

実はJASSOの調査は全体の傾向は把握できるが、個別の学校の事情は分からない。また、われわれの（センターの）調査では全障害の受け入れを回答の対象としていることもJASSOの調査とは異なる。障害学生にはどこの大学に行きたいかというニーズに対応する、個別情報が必要である（大学の姿が見えないと受験生は困る）。受験生が受け入れを拒否された場合は、調査内容を根拠に大学と調整することもある（当事者でも大学でもない視点）。大学案内のネット公開は10年前から構想がある。

④課 題

これからの課題としては、受験情報のイン

ターネット公開、大学などの法人会員制度の導入を検討中である。センターの法人化については、委託を受けられないなら事務費ばかりがかかってしまうため、取り組みを大事にしていきたい。また、センターの支え手になってくれる重度障害者の受け入れ（働く場としての居場所の提供）も行っている。現在も何人かはいるが、交通費も出せていない状況にある。発達障害者の事業所から受け入れもしている。学生時代はバイトができない、他学生より生活に係る出費が多く、奨学金を借りる生活になるが、休学すると借り続けることはできなくなる。また、働いて年収300万円以下の場合は返済が無期限で猶予されることになったが、それまで（制度変更以前）の人は対象になっておらず、働くことが難しい人、収入が低い人は年金から奨学金を返済している。障害を理由に奨学金を借りることはできないが、E氏は友人に同じ授業料を支払っているにもかかわらず同じように教育を受けられないことは不平等だと言われ、それまでの自分にはない考えに気付いたという。

各大学にある障害学生支援室は、当事者が学んだ経験を活かして働く場になる必要がある（その場合、コーディネーターではなくマネージャーとして）。教育、研究機関こそ重度障害者が活躍できる場である。自分を表現し、学びを深めることで就職に結びつく。大学は、小・中・高と違い、自分を見つめ、社会と関わる、親との関係（母子分離）を見つめ直す機会となる。それだけに、即戦力を必要とする人材を育て、卒業させること、カリキュラムの縛り、スクリーニングなど一般的な大学のあり方に見直しが必要ではないかと考えている。

5. まとめ

(1) 事例のまとめ

まず先進事例の特徴をまとめると、A大学

は、発達障害に関する支援ノウハウを蓄積し、センタースタッフによる入学前、入学後の週1回の面談、就職相談にも一貫して関わることで、障害学生による自己理解を促し、行動できる力が身に付くことを意図している。就職支援、さらには卒業後のフォローアップを通じて、障害学生の不安を受け止め、安心して社会で働くことができるよう丁寧な支援を実現している。

B大学は、大学入学前から進路相談を受け入れることで、支援を受ける準備に切れ目なく関わることを可能とする体制が作られていること、障害学生および支援学生それぞれ当事者による活動が組織化していることが特徴的である。発達障害学生同士で関わるピア・サポーター、また、支援学生の活動を取りまとめる学生スタッフ、さらに、学習サポーターなど、障害学生、支援学生相互が仲間として学びと交流を深める機会が用意されている。

C大学は、大学の入学者が視覚障害ならびに聴覚障害当事者で構成されることから、職員体制、専門的な支援機器など大学組織全体のソフトおよびハード面において障害学生支援の体制を整備している。キャリア教育の視点から、学習方法や卒業生による講話、日々の生活に関わる内容を習得する科目が配置されており、また、クラス担任やアカデミックアドバイザーとして、教員が個別相談に関わる体制を取っている。

そして、三事例に共通するのは、入学前から卒業（就職活動）までのスパン全体に重点を置く取り組みがみられることである。例えば、柏倉（2017）も指摘しているように、①個別の関わりを可能にする専任のコーディネート人材の配置、②入学・在学中、さらに就活・就職後のフォローまで含めて学内のみで完結させるのではなく専門機関との連携、が求められるようになってきている。

次に、先進事例の課題についてまとめることにしたい。いずれの大学も第一に「支援学

生の確保」に課題がある。具体的には、継続的に入学する障害学生がいないと支援の実績が継承されにくくなるのがA大学およびB大学においてそれぞれ挙げられていた。支援学生のスキルトレーニング、モチベーションの維持には支援センターとして働きかけを行っている。特に、障害学生に対する情報保障に対する大学としての責任、ノートテイクやパソコンテイクなど専門的な力量を発揮する支援学生の活動への有償化問題(朝倉ら 2003: 藤井ら 2009など)が指摘されている。一方、B大学の支援学生に話を聞いた際に指摘されていたことであるが、同じ大学で学ぶ仲間同士による自然な無償の助け合いとしての側面を損なわないようにすることも必要である。

第二に、障害学生の抱える課題である。高等教育の場である大学では、これまでの受動的な支援から、学生が自分自身の障害を理解し、自己PRを通じてどこまでどのような支援を求めるか、主体的に発信する力が要求されるようになる¹¹⁾。身体障害の学生は困っていることが目に見えやすく、自分から助けを求めない場合でも周りから支援を比較的受けやすい。その一方、精神障害、発達障害学生の増加にともない、支援の要請を自ら求めていくセルフアドボカシーの力を高める支援の関わりは難しくなっている現状もある(藤井 2007)。

(2) 考 察

最後に、障害学生支援の本質的課題について整理することにした(図2参照)。障害のある人の社会参加を考えると、コミュニケーションツールを確保し、必要な情報を得ることができるという情報保障の問題と深く関わることになる。しかし、これはコミュニティや国民社会における社会参加において情報保障が前提になっていることから、基本的権利として保障されるべきものである。特別支援学校において、マンツーマン的に支

援を受けることが多かった障害者が、自らの意思を持って希望する大学等へ進学した場合、友人や先輩、後輩と交流し、主体的に学業を修めるのが高等教育の現場である。

これまで高等教育における障害学生への支援は個別的に展開されてきたが、後に各大学において(障害)学生支援センターを設置する動きが見られ、また、全国組織化の動きも活発であり、PEPNet-Japan, JASSOの障害学生修学支援ネットワーク, AHEAD JAPANなど、先駆的に障害学生支援に取り組む大学間の連携も進んだ。さらに、障害者差別解消法における合理的配慮規定によって、障害学生の受け入れ拒否は原則認められなくなり、国立大学は配慮義務化と合わせて対応要領を整備するなど対応が求められ、組織的な体制整備が加速化している(図2①)。

障害学生が合理的配慮の結果としての情報保障を当たり前の権利と受け止められ、誰もが等しく教育・評価を受けることを可能とする「教育のユニバーサル化」に向けた対応課題は以下のように整理される。第一にフォーマルな支援としてのハード面の体制について、物理的障壁を除去するバリアフリー化を進めること、音声読み上げソフト、点訳ソフト、打ち込みに使用するパソコンなど支援機器の充実を図ること、そして、ノートテイク、パソコンテイク、手話通訳等を通じた情報保障を行うことである。特に、情報保障は、専門的なスキル・知識が求められることから、有償サービスとして、情報保障者に対して謝礼が支払われることが多い。これに対する費用負担の問題を整理する必要がある。第二にインフォーマルな支援としてのソフト面の体制について、障害学生と「支援」学生の間に限定されない学生相互の自然な助け合いを重んじること、障害学生同士、支援学生同士、あるいは障害学生および支援学生同士の仲間としての学び合い、交流の機会を生み出すことが重要となる。これらは、学生の自発的な意

<背景>

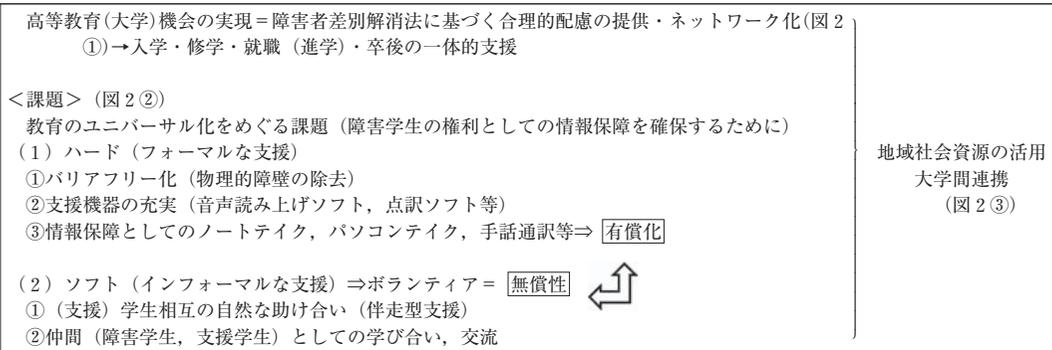
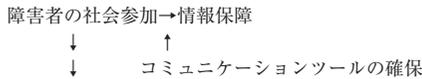


図2 障害学生支援の本質問題 (杉岡作成)

思に基づく支え合いの活動であるが, 先の有償化によって支援技術を提供する情報保障者の多くは支援学生であるため, ここに無償の関係性の中で展開される自然な助け合いの存在を切り捨てることなく, 障害学生, 支援学生の育ち合い・成長を促すことが求められる(図2②)。

多くの大学等で「支援学生の確保」(必要な支援を提供できないこと)に課題があることは, 今回の事例研究でも明らかになった。さらに, 近年では, 大学入学から修学, 就職(進学), そして卒後の支援にも大学として関わりが期待されている。しかしながら, 学内のみでこれら一連の支援を展開することは難しく, 例えば, 修学支援の場合, 点字図書館, 手話サークル等のほか, 障害学生支援活動への参加が期待される地域住民等の協力も必要となるだろう。また, 就職支援の場合, 障害者就労に関わる企業, 障害者就労支援事業所等の地域の社会資源, 障害学生支援のノウハウを蓄積している大学間連携を促進することで解決可能となるのではないかと(図2③)。

大切なことは, 第一義的には障害学生の学ぶ権利を制度として保障することである。そして同時に日常生活のなかで学生同士の交流を促しサポートするための大学からの働きか

けも欠かすことはできない。ここに制度化による解決の道と学生同士の自然な交流(ボランティア活動)を支えるという学生同士の支え合いに関するインセンティブに対する働きかけの難しさが存在する。必要なサービスに関しては有償化を, 自発的な支え合いの活動に関しては無償性を前提とする関わり合いの中で, 支援学生だけでなく障害学生が遠慮することなく友人に頼める, 頼みあえる関係性を形成するための環境づくりは, 高齢者介護や支援を必要とする人々の生きにくさを生み出さないようにする課題と共通する問題であることに気づかされる。

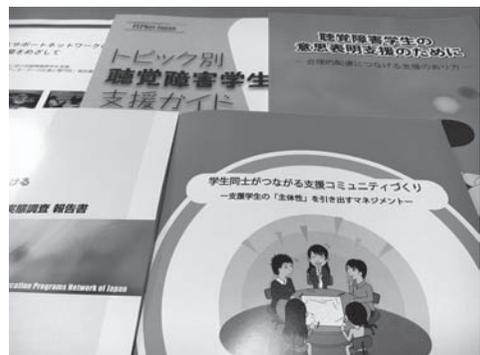


写真4

聴覚障害学生支援各種資料

(日本聴覚障害学生支援ネットワークより)

【付記】

本稿は2017年度北星学園大学特別研究費による共同研究「視覚障害のある大学院生の修学・研究支援に関する事例研究」の研究成果の一部をなすものである。筆者らが所属する北星学園大学において、最初に全盲の障害学生を受け入れたのは1974年に文学部社会福祉学科に入学したY氏である。彼女は1977年の卒業論文で「わが国視覚障害者の教育思想をめぐって：教育の原点をさぐる」をまとめ、卒業後札幌盲学校の教員として勤務していたが、社会人大学院生として北星学園大学大学院に入学し、1996年に修士論文「視覚障害者の就労の現状と課題」をまとめている。その後、組織的な修学支援を必要とする肢体不自由学生を受け入れたのは1997年（文学部）であった。2004年には経済学部でも全盲学生を受け入れており、障害学生の受け入れは現在も継続している。

本稿の執筆にあたっては、執筆分担について1. はじめにを杉岡、2. 研究の背景と目的を畠山と杉岡、3. 先行研究のまとめを大原、4. 事例調査の結果を畠山、結論を杉岡が担当し、最終的に長谷川をふくめたメンバーで相互に原稿を読み合わせて作成したものである。まとめの段階では、立教大学コミュニティ福祉学部の木下武徳教授から、かつて北星学園大学での聴覚障害学生支援について札幌学院大学の関係者との連携を含めた活動経験をはじめ他地域での支援に関する取り組みをふまえたコメントを頂いた。先進事例地の各大学関係者の方々をはじめ視覚障害学生としての経験を話して頂いた方々にも厚くお礼申し上げます。

注

- (1) 文部科学省「2016年度学校基本調査」によると、現役高等学校卒業者の大学・短大の進学率は54.8%（大学は（学部）は49.3%）、過年度生を含んだ大学・短大の進学率は56.8%

（大学（学部）は52%）となっている。

- (2) 「2016年度文部科学白書」によると、子供2人が同時に進学している（1人が私立大学、もう1人が公立高校に通っている）場合、勤労世帯の平均可処分所得における教育費の占める割合が2分の1近くになることが指摘されている。
- (3) 日本は2014年に批准した。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構「2016年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より。
- (5) 本調査による視覚障害は、盲（視覚による教育が不可能又は著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用しての教育が必要な程度）と弱視（視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度）とされている。
- (6) 文部科学省「特別支援教育について」より。
- (7) 独立行政法人日本学生支援機構「2016年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より。
- (8) 「卒業状況」「卒業後の状況」は回答に記入漏れなどの不備が多く、集計結果に十分な信頼性が得られない可能性があることから報告書では削除された。
- (9) ただし一部の分析では必ずしも2005年度からの比較は行われていない。これは調査項目の変更によるものと思われる。
- (10) メンバーは1年生1人、2年生2人、3、4年生がそれぞれ3人。毎週月曜日昼休みに定例会を行い、自由研究発表、勉強を教え合う、夏休みに合宿など季節ごとのイベントもある。
- (11) 自身も聴覚障害当事者である松崎丈氏（宮城教育大学）は、第13回全国障害学生高等教育支援シンポジウムの全体会の中で、障害者がはく奪されてきた経験や機会を取り戻し（回復）、社会に働きかける（変革）というエンパワメントプロセスから、聴覚障害学生に対する教育実践を展開する意義について述べている。

文献一覧

- 朝倉起己・坂口巖華・野中猛（2003）「高等教育における障害学生支援の実態」『作業療法ジャーナル』37(1), 1086-1091, 三輪書店。
- 中央教育審議会「特別支援教育を推進するため

- の制度の在り方について (中間報告)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_0/toushin/05020701.htm
 (2017.10.08)
- 藤井克美 (2007) 「大学における新しい障害学生支援の取り組み: 日本福祉大学の場合」『障害者問題研究』35(1), 19-25, 全国障害者問題研究会.
- 藤井克美・田倉さやか (2009) 「日本福祉大学における障害学生支援の取り組み~学生の主体的な学びを育む支援ネットワーク作り~」『大学と学生』(75), 28-32, 新聞ダイジェスト社.
- 古山萌衣 (2012) 「高等教育機関における障害学生支援の展開と課題」『人間文化研究 (名古屋市立大学)』第18号, 55-69.
- 北星学園大学ホームページ「アクセスビリティ支援室」
<http://cgw.hokusei.ac.jp/support/accessibility/> (2017.10.07)
- 石田久之・伊藤隆造・長岡英司・黒川哲子・宮村健二・前島徹・西條一止 (1997a) 「視覚部における視覚障害学生への配慮・支援についての現状と課題(1)」『筑波技術短期大学テクノロジーレポート』第4号, 201-204.
- 石田久之・伊藤隆造・長岡英司・黒川哲子・宮村健二・前島徹・西條一止 (1997b) 「視覚部における視覚障害学生への配慮・支援についての現状と課題(2)」『筑波技術短期大学テクノロジーレポート』第4号, 205-210.
- 柏倉秀克 (2011) 「大学における視覚障害学生支援の現状と課題」『福祉研究 (日本福祉大学)』第102号, 41-53.
- 柏倉秀克 (2017) 「日本福祉大学における障害者差別解消法に向けた取り組み」『私学経営』508, 36-43, 私学経営研究会.
- 菅庸郎 (2003) 「学生とともにすすめる障害学生支援」『大学と学生』(469) 32-37, 国立情報学研究所.
- 厚生労働省「2011年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査)」http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa.html (2017.10.08)
- 小林庸浩 (2004) 「聴覚・視覚障害者支援に対する今後の課題と夢」『大学と学生』第8号, 38-43, 第一法規.
- 松岡克尚 (2013) 「大学における障害学生支援の現状と合理的配慮提供に向けての今後の課題: 障害者権利条約批准に向けての近年の動きから」『大学時報』62 (348), 28-33, 日本私立大学連盟.
- 溝曾路哲也・河内清彦 (2014) 「聴覚障害学生支援活動における支援学生の行動意図の規定因」『障害科学学会』38, 45-53, 聴覚科学学会.
- 文部科学省「2016年度学校基本調査」
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1375036.htm
 (2017.10.08)
- 文部科学省「2016年度文部科学白書」http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201701/1389013.htm (2017.10.08)
- 文部科学省 特別支援教育について (特別支援教育の現状)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/002.htm (2017.10.08)
- 文部科学省「21世紀の特殊教育の在り方について~一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について~ (最終報告)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/006/toushin/010102.htm
 (2017.10.08)
- 文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm
 (2017.10.08)
- 森浩平・山見有美・田中敦士 (2015) 「日本における障害学生の修学支援に関する現状と課題—視覚障害, 聴覚障害及び肢体不自由学生の支援—」『Asian Journal of Human Services』8(0), 162-176, アジアヒューマンサービス学会.
- 中野泰志 (2002) 「第6章視覚障害者への年齢別対応 F. 高等教育機関 (大学・大学院・短期大学など) でのロービジョンケア」高橋広編集『ロービジョンケアの実際—視覚障害者のQOL向上のために—第2版』医学書院.
- 日本学生支援機構 (JASSO) 『2005年度障害学生の修学支援に関する実態調査』2006年1月
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2015/11/17/chosa05_houkoku_1.pdf
 (2017.10.08)
- 日本学生支援機構 (JASSO) 『平成28年度障害の

ある学生の修学支援に関する実態調査』2017年3月

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2017/08/31/2016report2.pdf
(2017.10.08)

日本学生支援機構 (JASSO) 『大学, 短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告』2017年9月 http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2017/09/22/2016_analysis.pdf
(2017.10.08)

大泉 溥 (2004) 「障害学生支援の視点と課題」『大学と学生』第8号, 33-37, 第一法規.

大泉 溥 (2007) 「わが国における障害学生問題の歴史と課題」『障害問題研究』35(1), 2-10, 障害者問題研究編集委員会.

殿岡翼 (1999) 「大学における障害者の受け入れ状況の現状と課題」『リハビリテーション』第417号, 22-27, 鉄道身障者協会.

殿岡翼・西村伸子 (2008) 「大学における障害学生の受け入れ状況」『ノーマライゼーション』28(6), 9-13, 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会.

築島謙次 (2000) 「I. ロービジョンケアの基本的な考え方」『ロービジョンケアマニュアル』南江堂.